

様にして独自罰のみに就き三重又は三重分りと並置するは當を得ず而かも之を各
方面に影響せしむるは單に制裁を分譲したるに至り然ち三重又は三重の處罰
為す意図た非ざるなり

四、裏地外食文給の件

明年度より半額を除することに改むべし

五、除隊者後發に関する件

運輸倫理規程第五條及倫理規程第七條に依り本件採用に付優先順位を有
せし可及的復職せしむる方針ならも為め目下の賦政上一時之を保留とする
へからざるに到りたるを遺憾とす将来事情の許す限り復職せしむる事とする

運輸部

一日給制確立の件

日給制確立の趣旨に於て現在の十月通算を察し其の日々にき給與八時間にてたる
場合補給するの制に改むべし
但し運輸事業は其の性質上數人の勤怠が事業全部の活動に影響する要ナシルべ
キ以て合從業員の懶怠を促す趣旨に於て遅刻、早退該業務忌避等に対するは制裁
を敷に付ること、為すべし

二、食事時間給與の件

食事時間として新たに四十分の給與を為すは當局經濟上に及ぼす影響甚大なるを以て
現在實務改善作業時間として給與してから二十分を附帯作業及び食事時間に改め兩

三、中休時間給與方改正の件

現在の給與制度は勤務時間の長短に應し給與無くに差異を設け各自の労苦を公平に考慮
したものにして妥当なるものと思料するを以て之を改むるの意思なし

四、豫備給時改正の件

現在の予備給支給方法を改め運輸倫理規程第五條及第六條第三項に依り業務不能
の時間より三十分を控除したる時間に対し足終するに改むべし但車輛の選擇又は食事
便迎客を理由として故意に業務を忌避せんとする者に対しては之が給與を為さず

五、昇給規程改正の件

要請の如く改正し難きも昇給率を少刻となし昇給時期を年からむかがわき方略に存研究すべし

六、處罰委員會組織改正の件

本会の目的は一事業の眞相を明にし處罰の公平及統一を期すに在るを以て事業の陣述に付從業
員側より之が並進を為す者の発見を必要とする所不拘其職務を設置する
ことは處罰の公平及統一を期し道場金を生ずる處あるを以て実施し難し

七、車輛改善の件

ボギー車の駆動機は漸次空氣制動機に改改しあり十六年度中には定すすし車輛は其の構造
上空氣制動機の取扱困難あり従事ボギー車は通常裝置不完全なるも速度過緩の為其の作用
充當なきもの實状にあり之が改善を圖し考慮すべし